

年金のしおり

(平成25年1月改訂版)

日本金属プレス工業厚生年金基金

☎130-8554

東京都墨田区両国4丁目30番7号 金属プレス会館8階

☎03(5638)7811 FAX03(5638)7815

目 次

はじめに

	頁
1. あなた(年金受給権者ご本人)が受け取る年金について ……	1
2. 年金給付について ……	1
3. 年金の支払方法 ……	2
4. 年金の支給を受けているときに毎年必要な手続き ……	3
5. 住所・受取方法・氏名が変わったときの手続き ……	4
6. 年金額又は支給額が変更になる時の手続き ……	4
7. 年金受給者ご本人が死亡されたときの手続き ……	5
8. その他の手続き(対象者が必要な申出・該当者のみの申出) ……	6
9. 年金と税金 ……	6

届書の用紙

届書の用紙は、このしおりの8頁以降に綴じ込んでありますので、切りとってお使いください。なお、用紙がなくなったときは当基金にお申出ください。

はじめに

このしおりは、日本金属プレス工業厚生年金基金(以下「当基金」と略します。)から年金の支給を受けられる方のために、必要な主な手続きについて説明いたしましたものです。

当基金の年金を受給されるために支障がないように、ご熟読いただきますようお願いいたします。

この年金制度があなた(年金受給権者ご本人)の生活設計の一助となりますことを心から念じております。

なお、この年金について、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に当基金(表紙に記載の宛先)にお問合せください。

お問合せをいただく際は、お手元の厚生年金基金年金証書に記載されている年金証書番号(又は氏名と生年月日)をお申し添えのうえ、当基金にご連絡ください。

1. あなた（年金受給権者ご本人）が受け取る年金について

(1) 厚生年金基金と厚生年金保険

あなた（年金受給権者ご本人）が受け取る年金は、当基金規約に基づいて、当基金から支給される年金です。日本年金機構（以下「年金機構(※)」と略します。）が行っている厚生年金保険の年金（老齢厚生年金等）は、この年金とは別に支給を受けることができます。

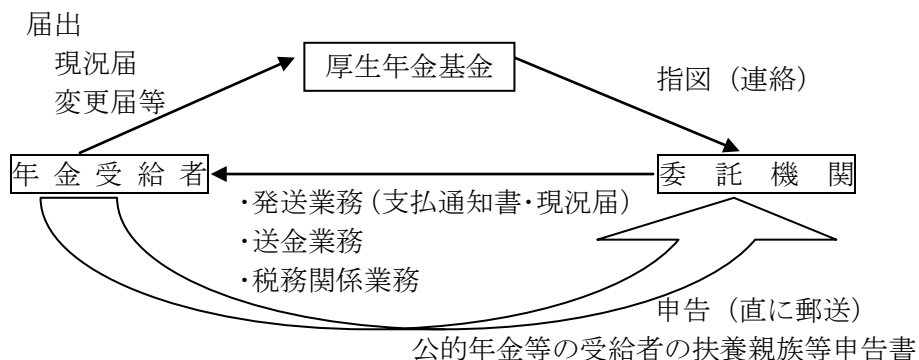
老齢厚生年金等の受給権を満たされたときは、先ず年金事務所(※)で必要な手続きのうえ、お手元に「国民年金・厚生年金保険年金証書」が届きましたら、次に当基金にご連絡ください。

(※)社会保険庁は平成22年1月から日本年金機構に、社会保険事務所は年金事務所に各々引き継がれました。

(2) 年金の支払について

当基金では、年金の支払事務を三井住友信託銀行（委託機関）に委託しております。

このしおりに説明されているあなた（年金受給権者ご本人）からの届出事項については、当基金が委託機関へ連絡（指図）いたしますので、**届書は必ず、当基金（表紙に記載の宛先）にご提出ください。**



(3) 年金の支給が停止されている方へ

支給開始年齢未満、厚生年金保険の被保険者として在職中又は雇用保険法等の求職者給付基本手当等を受給中等の支給停止事由によって、年金の支給を停止されている方は、5頁に支給停止の解除に関する手続き方法について、掲載しておりますのでご覧ください。

2. 年金給付について

(1) 支給開始年月と支給期間

この年金は、あなた（年金受給権者ご本人）が次のいずれかに該当された月（支給開始年月）分から死亡月分まで支給される終身年金です。

この終身年金は、受給者ご本人が生存中に受給される給付と、ご遺族が受給される年金受給者の死亡月分までの未払い年金（未支給給付）を合わせた年金です。

- ① 受給資格を満たして資格喪失（退職又は70歳に達齢）された月の翌月から
- ② 基本年金・基本加算年金の支給開始年齢（60歳・特例支給開始年齢（注）・65歳）に達した月の翌月から
- ③ 特例老齢厚生年金の受給権を取得された月の翌月から
- ④ 老齢厚生年金（65歳以上）の受給権を取得された月の翌月から。
- ⑤ 当基金加入前の老齢厚生年金の受給権者（ただし、加入員期間1か月以上の者に限ります。）の年金額が改定された月の翌月から
- ⑥ 特例老齢厚生年金の特例支給開始年齢（注）又は老齢厚生年金の支給開始年齢（65歳・注）より、支給の繰上げ（又は繰下げ）を請求された月の翌月から

注 従来の特例老齢厚生年金は60歳支給でしたが、法律改正によって

【表1】のとおり、61歳から64歳の「特例支給開始年齢」に引き上げられます。最終的には、65歳支給の老齢厚生年金の制度に一本化されます。

【表1】 特例支給開始年齢

支給開始年齢	男(生年月日)	女(生年月日)
60歳	～昭28-4-1生	～昭33-4-1生
61歳	昭28-4-2生 ～昭30-4-1生	昭33-4-2生 ～昭35-4-1生
62歳	昭30-4-2生 ～昭32-4-1生	昭35-4-2生 ～昭37-4-1生
63歳	昭32-4-2生 ～昭34-4-1生	昭37-4-2生 ～昭39-4-1生
64歳	昭34-4-2生 ～昭36-4-1生	昭39-4-2生 ～昭41-4-1生
65歳	昭36-4-2生 ～	昭41-4-2生 ～

(2) 年 金 額

当基金では、あなた（年金受給権者ご本人）からの支給開始の手続き（裁定請求）により、当基金規約に基づいて年金額を決定いたし、「年金裁定通知書（年金支払開始通知書等）」及び「厚生年金基金年金証書」に、「年金のしおり」及び「年金証書ケース（プラスチック製）」を添えて送付いたします。あなた（年金受給権者ご本人）の年金額及び支給額は、その年金証書又は通知書に記載されている金額をご覧ください。

3. 年金の支払方法

(1) 支 払 期 月

① この年金は、次のいずれかの支払期月の1日（ただし、当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に、それぞれ前月までの分（各期支払額）が支払われます。あなた（年金受給権者ご本人）の支払期月、各期支払額は、年金証書及び年金支払開始通知書に記載のとおりです。

【表2】 年金額の区分による支払期月

年金額	支払期月	各期支払額
9万円以上	2, 4, 6, 8, 10, 12の各月	2か月分
6万円以上9万円未満	4, 8, 12の各月	4か月分
3万円以上6万円未満	6, 12の各月	6か月分
3万円未満	12月	12か月分

② ただし、第1回目の支払いは初回支払年月に初回支払額が支払われます。初回支払額は、支給開始年月から初回支払年月の前月、又は直前の支払期月の前月までの端数月分となりますので、必ずしも、各期支払額（例：年6回支払は2か月分）と同じ額になりません。

③ すでに支給を受けている年金額が改定され、改定前の年金額に追加して支払う必要が生じた場合は、各期支払月以外の月であっても支払われる場合があります。

(2) 受 取 方 法

裁定請求書（又は受取方法変更届）に基づいて、委託機関から「年金支払通知書」があなた（年金受給権者ご本人）へ送付されますので、あなた（年金受給権者ご本人）がご指定された次の受取方法によって、年金をお受け取りください。

- 銀行の預金口座あるいはゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを指定された場合（銀行口座振込又はゆうちょ銀行貯金口座振込）

支払日の当日か翌日に、ご指定の口座に振込まれます。

通常の預金の引出しと同じ方法でお受け取りください。

- ゆうちょ銀行の振替払出証書（現金払）で受け取ることを指定された方

あなた（年金受給権者ご本人）が、「年金支払通知書」を受け取られてから1週間位後に、東京貯金事務センターから「振替払出証書(注1)」が送られます。それに署名、捺印のうえ6か月以内(注2)に、最寄りのゆうちょ銀行の窓口にご持参ください。その「振替払出証書」と引換えに現金を受け取れます。

なお、受取方法は、安全性、受け取れるまでの日数などから銀行口座振込又はゆうちょ銀行貯金口座振込をお勧めいたします。

注1 額面が10万円を超える「振替払出証書」は、ゆうちょ銀行で換金の際に本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証等）の

提示を求められますのでご注意ください。

注2 「振替払出証書」の権利消滅の期間は、当初発行の日から5年（ただし、平成19年9月以前に発行された証書は、発行の日から6か月の有効期限経過後3年）となりますのでご注意ください。なお、印紙税法によって、収入印紙の貼付は不要です。

(3) 送金額

この年金は、所得税法上の「雑所得」となりますので、支払時に所得税の源泉徴収（天引き）を行い、手取りの支給額を送金します。

なお、税金関係の説明は、3頁、4頁及び7頁に掲載しておりますのでご覧ください。

4. 年金の支給を受けているときに毎年必要な手続き

(1) 年金受給権者現況届の提出（注1）

① 毎年あなた（年金受給権者ご本人）の誕生月の月初め頃、委託機関から「年金受給権者現況届」の用紙がお手元に届きますので、年金受給権者ご本人が所定事項（住所、電話番号、氏名及び生年月日）を直筆にて署名（注2）のうえ、（通信欄）に「代筆のご事情」をお書き添えいただき、③の提出期限までにご提出ください。

ただし、ご本人が署名することが困難な場合には、親族等の方が本人に代わって、所定事項を代筆のうえ、代理人署名欄に代筆者の氏名、受給権者との関係、住所及び電話番号を直筆にて署名（注2）のうえ、③項の提出期限までにご提出ください。

注1 年金機構では、住民基本台帳ネットワークによって生存確認ができる場合は、現況届による現況（生存）確認は省略されます。一方、当基金にはその現況確認の情報は提供されませんので、当基金の現況届を③項の提出期限までに必ずご提出ください。

注2 氏名印（ゴム印等）は、署名ではありませんので、所定事項を必

ず受給権者（「ただし書」に該当する場合は、代理人）ご本人直筆にて署名ください。

② 「現況届」は年金給付の裁定後1年以内、又は全額支給停止されていた年金給付について支給停止を解除された月以後1年以内には送付されませんのでご注意ください。

③ 提出期限及び提出先

「現況届」は誕生月の末日までに当基金にご提出ください。提出期限までにご提出がない場合は、生存の確認ができませんので、年金の支払いを一時差止めることがありますので充分にご留意ください。

万一、現況届を紛失された場合等は、現況届に代えて「住民票」を当基金にご提出されても差し支えありません。

④ ご本人が死亡（又は所在不明等）の場合は…

万一、受給権者が死亡（又は所在不明等）の場合には、当基金（表紙に記載の宛先）に至急ご連絡ください。

なお、当基金の年金は、受給権者ご本人が生存中にお支払する終身年金です。ご本人が死亡されている場合は、未支給給付の請求権を有するご遺族からの請求によって、ご本人の死亡された月分までの未払年金をお支払いいたします。

ただし、未支給給付の請求権者が受給された死亡月の翌月分以降の過誤払年金、又は未支給給付の請求権を有していない方が受領された過誤払年金について、当基金に一括返納していただくこととなりますので、充分にご留意ください。

一方、所在不明（又は行方不明）の場合は、生存の確認ができない期間について、年金の支払を一時差止いたします。

(2) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出

① この年金の源泉徴収に際して公的年金等控除、老年者控除などの各種の控除を受けようとする方は、翌年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を例年12月20日頃までに、直に委託機関へご提出ください。

なお、この申告の対象者は、7頁の「**9. 年金と税金 (3)**

①の『なお書』をご覧ください。

- ② 「申告書」の用紙は、例年12月初め頃に、委託機関からあなた（年金受給権者ご本人）の住所（注）に送付されますので「申告書」の記入要領（パンフレット）に従ってご記入いただき、提出期限までに、直に委託機関へご提出ください。

注 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付先住所及び氏名は、送付日（12月初）の概ね2か月前（同年の10月中旬）までに、当基金にご提出いただいた届書の内容を反映しております。このため、住所変更届又は氏名変更届は、お早めに当基金にご提出ください。

（3）確定申告

この年金は、所得税法上の雑所得となるため、年末調整の手続きはありません。各種保険料控除、医療費控除などを受ける場合など、源泉徴収税額合計額とその年の確定年税額との過不足は確定申告により精算されます。

前年分の確定申告は、毎年2月16日から3月15日までの間にあなた（年金受給権者ご本人）の住所地を管轄する税務署で付けています。（詳しくは税務署へご相談ください。）

なお、当基金の前年分の「公的年金等の源泉徴収票」は、例年1月中旬頃に、委託機関からあなた（年金受給権者ご本人）の住所（注3）に送付されますので、記載内容をご確認のうえ、確定申告まで大切に保管ください。

注3 「公的年金等の源泉徴収票」の送付先住所及び氏名（、並びにその「源泉徴収票」記載の住所及び氏名）は、送付日（1月中旬）の概ね2か月前（前年の11月中旬）までに、当基金にご提出いただいた届書の内容を反映しております。このため、住所変更届又は氏名変更届は、お早めに当基金にご提出ください。

5. 住所・受取方法・氏名が変わった時の手続き

- ① 住所・受取方法・氏名が変わったときは、「年金受給権者変更届」をすみやかに**当基金にご提出**ください。

- ② 氏名変更の場合は、この届書に次の書類を添付してください。

- 厚生年金基金年金証書（当基金が発行した年金証書）
- 氏名の変更を証する市町村（含む「特別区」）長の証明書又は戸籍抄本

- ③ 届出の際は、次の点にご留意ください。

- 住所変更と同時に、受取先の銀行等の金融機関を変更される場合は、受取方法の変更もあわせて届出ください。
- 受取方法として、金融機関口座振込あるいは郵便貯金口座振込を指定される場合は、必ずご本人名義の普通預金口座をご指定ください。この場合は、口座名義（ふりがな）、支店番号（3桁）と口座番号（7桁）を確認できる普通預金口座の通帳のコピーを添付ください。

6. 年金額又は支給額が変更になる時の手続き

あなた（年金受給権者ご本人）が厚生年金保険の被保険者の資格を取得あるいは喪失（当基金の設立事業所に再就職あるいは退職等）されたとき、又は厚生年金保険の老齢厚生年金等の支給を受けることになったときは、この年金の支給が変更になる場合があります。以下の説明をご熟読いただき、該当されたときはすみやかな手続きをお願いいたします。

（1）支給停止（一部又は全額支給停止）

- ① この年金は、あなた（年金受給権者ご本人）が次のいずれか

の事由に該当したとき年金額の一部（又は全部）が支給停止されます。

1. 加入員の資格を取得（当基金の設立事業所に就職）されたとき
2. 被保険者の資格を取得（当基金外の適用事業所に就職）されたとき
- 3.（雇用保険法）公共職業安定所《ハローワーク》に求職を申し込まれたとき
- 4.（船員保険法）運輸支局船員担当（船員職業安定関係）に求職を申し込まれたとき
5. 離婚時の厚生年金の分割改定を請求されたとき

②「退職年金支給停止事由該当届」を送付いたしますので、すみやかに当基金にご連絡ください。

※ お届が遅れますと、多額の過誤払年金額が発生します。この過誤払年金額は当基金に一括返納していただくか、又は今後の支払額に充当し、相殺されるまでの間、全額支給停止となる場合がありますので、充分にご留意ください。

（２）支給停止事由消滅（一部又は全額支給停止解除）

- ① この年金が左記（１）に該当し支給停止されている間に、次のいずれかの事由に該当したときは支給が再開されます。
 1. 加入員の資格を喪失（退職・70歳に達齢）されたとき
 2. 被保険者の資格を喪失（退職・70歳に達齢）されたとき
 3. 基本年金・加算年金・特例老齢厚生年金定額部分の支給開始年齢に達齢されたとき
 4. 特例老齢厚生年金・老齢厚生年金の受給権を取得されたとき
 5. 雇用保険法等の求職者給付基本手当等を受給（終了・期間満了・中に65歳に達齢）された（又は、求職を取消された）とき
 6. 雇用保険法等の求職者給付傷病手当等を受給開始されたとき

き

② 「退職年金支給停止事由消滅届」を送付いたしますので、すみやかに当基金にご連絡ください。

（３）年金額改定（年金額増額又は減額）

- ① この年金は、あなた（年金受給権者ご本人）が次のいずれかの事由に該当されたとき年金額が改定されます。
 1. 加入員の資格喪失後、再加入することなく、1か月経過されたとき（ただし、支給繰上げ受給権者は、支給開始年齢の達齢者に限ります。）
 2. 加入員として在職中に70歳に達齢されたとき
 3. 当基金に加入後、加入員期間1か月以上の方が、特例・老齢厚生年金の（受給権を取得された・年金額が改定された）とき
 4. 基本年金の支給開始年齢に達齢されたとき
 5. 特例支給開始年齢（61歳～64歳）の特例老齢厚生年金又は老齢厚生年金（65歳）の繰上げを請求されたとき
 6. 離婚時の厚生年金の分割改定を請求されたとき
 7. 加算年金の保証期間内に一時金を選択される時
- ②「退職年金額改定事由該当届」を送付いたしますので、すみやかに当基金へご連絡ください。

7. 年金受給者ご本人が死亡されたときの手続き

- ◎ 先ず、お電話（表紙に記載の番号）で当基金にご連絡ください。手続きの方法について、ご説明いたします。（注1）
- ① 死亡された日から10日以内に、戸籍法上の死亡の届出義務者（同居の親族、その他の同居者、家主・地主、家屋又は土地の管理人）は、「年金受給権者死亡届」を**当基金にご提出**ください。
なお、前記の該当者がいない場合の死亡の届出は、別居の親族も行うことができます。

この届書には、次の書類を必ず添付してください。

- 厚生年金基金年金証書（死亡された受給者に当基金が発行した年金証書）
 - 死亡した受給者の死亡の事実を証する書類（死亡診断書、住民票除票又は死亡の記載のある戸籍抄本）
- ② 死亡した受給者に支払うべき年金でまだ支払われていない年金（未支給給付）がある場合は、遺族（注2）が代って受取ることになります。まだ支払われていない年金がある場合は、手続きの方法については、受給者の死亡のご連絡を当基金にいただいた際にご説明いたします。
- 参考までに、この請求書には次の添付書類が必要です。
- 戸籍謄本（死亡された受給者と未支給給付請求者の続柄《つづきがら》を証する書類）
 - 世帯全員の住民票
 - 生計同一（又は維持）関係証明書（ただし、請求書の該当欄にその証明を受けたときは、不要です。）

注1 この年金は、年金の支給を受けている方（受給者）が死亡日以前までの支給分で、年金の支給を終了いたします。

なお、未払年金（未支給給付）の請求権を有する遺族（注2）に対しては、死亡月分以前の未支給給付をその請求によってお支払いいたします。

ただし、未支給給付の請求権を有する遺族（注2）であっても、死亡された受給者の死亡月の翌月分以降の年金は過誤払年金として、当基金に返納していただきます。

万一、未支給給付の請求権を有しない方が、死亡された受給者の年金を受給された場合は、過誤払年金として、当基金に返納していただきます。

注2 未支給給付の請求権を有する遺族は、死亡された受給者と生計同一（又は維持）関係にあった親族に限定されます。

なお、この請求権は、下記の昇順位の親族1人に、優先権があります。また、同順位者が複数の場合は、1人に対する給付が全員に対する給付とみなします。

①配偶者（含む、未届の事実上の配偶者）、②子（含む、給付対象者の死亡当時胎児であった子が出生されたときは、その子）、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

8. その他の手続き（対象者が必要な申出・該当者のみの申出）

（1）対象者が必要な申出

「65歳からの基本年金の受給方法に関する申出書送付のご案内」に次の①及び②の申出書を添えて、65歳に達齢された月の翌月の初めに当基金から送付いたします。

65歳以後も引き続き受給を希望される方は、65歳に達齢された月の2か月後の15日（当基金必着）までに、①又は②の申出書（注3）をご提出されない場合は、年金の支払を差止めることがありますので、充分にご留意ください。

①老齢厚生年金裁定請求確認申出書《65歳受給申出書》

②老齢厚生年金支給繰下げ予定申出書《66歳以降受給予定申出書》

注3 申出書のご提出の際は、年金機構での手続き後先方から届く「裁定通知書・支給額変更通知書」のコピーを添付してください。

（2）該当者のみの申出

ご本人のお申出によって、次の該当の申出書を当基金から送付いたします。

①老齢厚生年金支給繰下げ撤回申出書《65歳遡及受給申出書》…前項（1）②の申出の撤回を希望される時

②基本年金支給繰下げ申出書…前項（1）②の申出をされた方が、年金機構へ支給繰下げの請求をされた時

③年金給付支給停止申出書…当基金の年金の支給停止を希望される時

④年金給付支給停止撤回申出書…当基金の年金の支給停止の解除を希望される時

9. 年金と税金

（1）所得の種類

この年金は、所得税法上の「雑所得」に区分され、老齢厚生年金等や老齢基礎年金など他の公的年金と同様に、所得税及び住民税が課税されます。

(2) 所得税の源泉徴収の対象者

この年金にかかる所得税は、お支払いの際に源泉徴収（天引き）されます。なお、1年間（1月から12月）にお支払する年金額が、108万円（注1）に満たない場合（ただし、65歳以上の方は80万円（注1）に満たない場合）は、源泉徴収されません。

(3) 公的年金等控除などの各種控除

① この年金は、所得税法に定める公的年金等に含まれますので、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」をご提出されることにより、源泉徴収の段階で公的年金等控除、老年者控除などの各種控除を受けることができます。（3頁「4. (2) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出」参照）

なお、1年間の受取年金額が108万円（注1）に満たない場合（ただし、65歳以上の方は80万円（注1）に満たない場合）は、源泉徴収されませんので申告書をご提出する必要はありません。

② 当基金のほかの公的年金等は、年金機構が給付する厚生年金保険の年金及び国民年金又は共済組合が給付する共済年金なども含まれます。このため、いずれか一つの支払者にご提出されるようお勧めいたします。各々に人的控除（配偶者控除等）を重複して申告された場合は、年金受取の都度、各々から人的控除を受けることとなり、源泉徴収税額が過小になる可能性があります。この場合、確定申告により税金を追加納付されることもありますので、申告書の書き方等に充分にご留意ください。

(4) 源泉徴収票の送付と確定申告

① この年金は、所得税法の「雑所得」となるため、年末調整の手続きはありません。この年金以外に収入のある方、各種保険料控除、医療費控除などを受けようとする方などの源泉徴収税額とその年の確定年税額との過不足については、確定申告によって精算されます。

② この年金の源泉徴収税額につきましては、委託機関から毎年1月中頃に前年分の「公的年金等の源泉徴収票」が送付されま

すので確定申告にお使いください。

確定申告には、必ずこの「源泉徴収票」が必要となりますので大切に保管してください。

前年分の確定申告は、毎年2月16日から3月15日までの間に、住民登録の住所地を管轄する税務署で受付けています。（詳しくは、税務署にご相談ください。）

注1 本稿は平成21年11月末現在の税法等を基に掲載しているため、今後改正されることもありますので、充分にご留意ください。

注2 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付先の住所及び氏名は、送付日（12月初）の概ね2か月前（同年の10月中旬）までに、当基金にご提出いただいた届書の内容を反映しております。このため、住所変更届又は氏名変更届は、お早めに当基金にご提出ください。

注3 「公的年金等の源泉徴収票」の送付先の住所及び氏名（並びにその「源泉徴収票」記載の住所及び氏名）は、送付日（1月中旬）の概ね2か月前（前年の11月中旬）までに、当基金にご提出いただいた届書の内容を反映しております。このため、住所変更届又は氏名変更届は、お早めに当基金にご提出ください。

(5) 住民税の申告

住民税は支払時に源泉徴収しませんので、毎年3月15日までに住民登録の市町村（「特別区」を含みます。）へ申告ください。

ただし、所得税の確定申告を税務署にされた方は、市町村に申告する必要はありません。

注 平成21年10月から、住民税の特別徴収の制度が実施され、老齢基礎年金（年額18万円以上、65歳以上）の受給者がその対象となります。なお、基金の年金は特別徴収の対象とはなりません。

年金受給権者 住所 指定届
加入員 受取方法 変更届
待期脱退者 氏名 指定解除届

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中

下記のとおり、お届けいたします。

平成 年 月 日提出

① (ふりがな) 氏名	氏		名		印 必ず、ご捺印ください。	② 性別 男・女	③ 生年月日	大正 年 月 日 生れ 昭和														
④ 年金証書 番号					⑤ 年金種別 (加入員区分)	第1種退職年金・第2種退職年金・(在職老齢年金) (加入員・未裁定待期者・既裁定待期者)				⑥ 加入員番号												
⑦ 住所	〒		-		都道府県																	
	【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 ()										【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 ()											
⑧ 届出事項	1. 住所	指定後 変更後 解除後	〒		-		都道府県															
		指定前 変更前 解除前	〒		-		都道府県															
	2. 氏名	変更後	氏		名		変更前		氏		名											
3. 受取方法	変更後	(ふりがな) 銀行預金 口座振込	銀行・信託 (預金種類) (本人口座名義(ふりがな)) (口座番号)		(金融機関番号)		(支店番号)		農協・漁協		信金・労金		店 普通預金		相銀・信組		No.					
⑨ 添付書類 [2,3,4は 氏名変更のみ]	1. 口座名義(ふりがな)、支店番号(3桁)、口座番号(7桁)の各々を確認できる普通預金口座の通帳のコピー																					
	2. 基金の発行した年金証書(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。																					
	3. 基金の発行した加入員証(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の場合で、基金の年金証書の交付を受けていない方のみ。																					
	4. 氏名の変更(訂正)を証する 戸籍謄(抄)本 … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。																					

様式第4号(A4判)

記入上のご注意

- (1) ①欄の該当個所に必ず捺印してください。また、①、⑧欄の(ふりがな)を必ずつけてください。
- (2) ②、③、⑤、⑦、⑧の各欄は、該当する項目を ○ 印をつけ、必要事項をご記入ください。
- (3) 住所変更の場合は⑦欄は記入不要です。
- (4) ⑧欄における「ア. 銀行預金口座振込」の預金種類は、普通預金をご指定することはできませんが、当座預金、貯蓄預金及び積立定期預金をご指定できません。また、「ア. 銀行預金口座振込」の内、ゆうちょ銀行をご指定の場合は 普通預金口座(口座名義のふりがな、3桁の支店番号、7桁の口座番号) に限ります。なお、旧、郵便局の通常貯金の記号(上1桁が「1」、下1桁が「0」の5桁の記号)・番号(下1桁が「1」の8桁の番号)は、お取扱できません。

年金受給権者 住所 指定届
加入員 受取方法 変更届
待期脱退者 氏名 指定解除届

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中

下記のとおり、お届けいたします。

平成 年 月 日提出

① (ふりがな) 氏名	氏	名	印 必ず、ご捺印ください。	② 性別	男・女	③ 生年月日	大正 昭和	年	月	日	生まれ	
	④ 年金証書 番号			⑤ 年金種別 (加入員区分)	第1種退職年金・第2種退職年金・(在職老齢年金) (加入員・未裁定待期者・既裁定待期者)		⑥ 加入員番号					
⑦ 住所	〒		都道府県		【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 () 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 ()							
⑧ 届出事項	1. 住所	指定後 変更後 解除後	〒	都道府県	【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 () 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 ()							
		指定前 変更前 解除前	〒	都道府県	【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 () 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族(様方)】 ()							
	2. 氏名	変更後	氏	名	変更前	氏	名					
3. 受取方法	変更後	(ふりがな)	銀行・信託 (預金種類) (本人口座名義(ふりがな)) (口座番号)									
		銀行預金 口座振込	(金融機関番号)	農協・漁協 (支店番号)	信金・労金	店	普通預金	No.				
⑨ 添付書類 [2,3,4は 氏名変更のみ]	<p>1. 口座名義(ふりがな)、支店番号(3桁)、口座番号(7桁)の各々を確認できる普通預金口座の通帳のコピー</p> <p>2. 基金の発行した年金証書(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。</p> <p>3. 基金の発行した加入員証(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の場合で、基金の年金証書の交付を受けていない方のみ。</p> <p>4. 氏名の変更(訂正)を証する 戸籍謄(抄)本 … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。</p>											

様式第4号(A4判)

記入上のご注意

- ①欄の該当個所に必ず捺印してください。また、①、⑧欄の(ふりがな)を必ずつけてください。
- ②、③、⑤、⑦、⑧の各欄は、該当する項目を ○ 印をつけ、必要事項をご記入ください。
- 住所変更の場合は⑦欄は記入不要です。
- ⑧欄における「ア. 銀行預金口座振込」の預金種類は、普通預金をご指定することはできませんが、当座預金、貯蓄預金及び積立定期預金をご指定できません。また、「ア. 銀行預金口座振込」の内、ゆうちょ銀行をご指定の場合は 普通預金口座(口座名義のふりがな、3桁の支店番号、7桁の口座番号) に限ります。なお、旧、郵便局の通常貯金の記号(上1桁が「1」、下1桁が「0」の5桁の記号)・番号(下1桁が「1」の8桁の番号)は、お取扱できません。

代理人 ㊞ _____

住所 _____
〒 ()

氏名 _____ ㊞

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中

厚生年金基金

年金受給権者 加入員 通 信 先 ・ 住 所 指 定 届
加入員 受 取 方 法 変 更 届
待 期 脱 退 者 指 定 解 除 届

下記のとおり、お届けいたします。

平成 年 月 日提出

① (ふりがな) 氏 名	氏 名		印 必ず、ご捺印ください。	② 性 別 男 ・ 女	③ 生 年 月 日	大 正 年 月 日 生 れ				昭 和 年 月 日 生 れ			
	氏 名					大 正 年 月 日 生 れ		昭 和 年 月 日 生 れ					
④ 年 金 証 書 番 号				⑤ 年 金 種 別 (加入員区分)	第1種退職年金・第2種退職年金・(在職老齢年金) (加入員・未裁定待期者・既裁定待期者)				⑥ 加 入 員 番 号				
⑦ 住 所	〒 _____		都 道 府 県		【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____) 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____)								
⑧ 届 出 事 項	1. 住 所	指定後 変更後 解除後	〒 _____ 都 道 府 県		【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____) 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____)								
		指定前 変更前 解除前	〒 _____ 都 道 府 県		【日中の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____) 【緊急の連絡先:会社・携帯・自宅・親族 (_____ 様方)】 (_____)								
	2. 氏 名	変 更 後	(ふりがな) 氏 名		変 更 前		氏 名						
			氏 名		氏 名		氏 名						
3. 受 取 方 法	変 更 後	(ふりがな) 銀行預金 口座振込	銀行・信託 _____ (預金種類) (本人口座名義(ふりがな)) _____ (口座番号)		農協・漁協 _____ (支店番号)		信金・労金 _____ 店 普通預金						
			銀行・信託 _____ (預金種類) (本人口座名義(ふりがな)) _____ (口座番号)		農協・漁協 _____ (支店番号)		信金・労金 _____ 店 普通預金						
⑨ 添 付 書 類 [2, 3, 4は 氏名変更のみ]	<p>1. 口座名義(ふりがな)、支店番号(3桁)、口座番号(7桁)の各々を確認できる普通預金口座の通帳のコピー</p> <p>2. 基金の発行した年金証書(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。</p> <p>3. 基金の発行した加入員証(添付できないときは、その事由書) … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の場合で、基金の年金証書の交付を受けていない方のみ。</p> <p>4. 氏名の変更(訂正)を証する 戸籍謄(抄)本 … ⑧欄の「届出事項」が「2.氏名」の方のみ。</p>												

様式第4号(A4判)

記入上のご注意

- ①欄の該当個所に必ず捺印してください。また、①、⑧欄の(ふりがな)を必ずつけてください。
- ②、③、⑤、⑦、⑧の各欄は、該当する項目を ○ 印をつけ、必要事項をご記入ください。
- 住所変更の場合は⑦欄は記入不要です。
- ⑧欄における「ア. 銀行預金口座振込」の預金種類は、普通預金をご指定することはできませんが、当座預金、貯蓄預金及び積立定期預金をご指定できません。また、「ア. 銀行預金口座振込」の内、ゆうちょ銀行をご指定の場合は 普通預金口座(口座名義のふりがな、3桁の支店番号、7桁の口座番号) に限ります。なお、旧、郵便局の通常貯金の記号(上1桁が「1」、下1桁が「0」の5桁の記号)・番号(下1桁が「1」の8桁の番号)は、お取扱できません。

(諸変更届 25.01)

